

(厚生労働委員会)

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一九号）（衆議院提出）

要旨

本法律案は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の実施の状況に鑑み、当該施策を集中的に実施する期間を五年間延長しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を五年間延長し、令和十一年度までとする。

二、この法律は、公布の日から施行する。

三、この法律による改正後の戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の規定については、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。